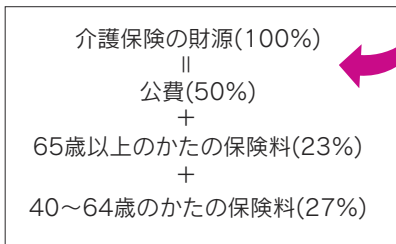
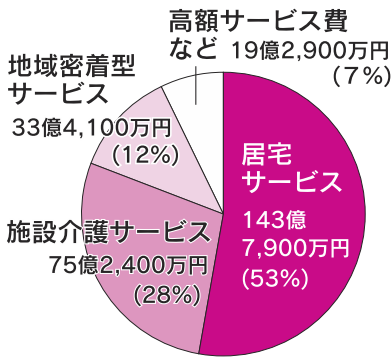


# ひと、思い、支え合う 介護保険

## 介護サービス給付費の内訳



## 秋田市の第一号被保険者の 介護保険料基準額の算出方法

$$\begin{aligned} & \text{秋田市に必要な介護サービスの総費用} \\ & \times \\ & \text{65歳以上のかたの負担分(23\%)} \\ & \div \\ & \text{秋田市内に住む65歳以上のかたの人数} \\ & || \\ & \text{年額 } 74,784\text{円} \end{aligned}$$

2018(平成30)年度~2020年度の介護保険料

保険料はみなさんが利用する介護サービスの総費用に応じて決まり、利用料が増えれば保険料も増える仕組みです

問い合わせは  
介護保険課へ

介護サービス概要=企画・給付担当 ☎(888)5674

介護保険料の納付=保険料担当 ☎(888)5672

## 平成29年度 介護サービスの 利用状況と財源

秋田市の要介護・要支援認定

者数は、昨年3月末で1万9千312人

でした。その割合は、市の65歳以上の高齢者人口約9万3千人に対し、ほぼ5人に1人。それに伴い、介護サービスに係る費用も年々増え続けています。平成29年度に、秋田市で介護サービスに使われたお金(給付費)は約271億7千300万円で、28年度に比べて約2億8千万円増えました。給付費の内訳は左の円グラフのとおりです。

介護保険の財源は、半分を公費(税金)で、残り半分を第一号被保険者(65歳以上)と第二号被保険者(40~64歳)の保険料で負担しており、高齢者だけでなく、社会全体で支えていく仕組みになっています。



## 保険料の納付方法を正確ください

■保険料が特別徴収(年金から引き落とし)のかたでも、左記の場合は、一時的に普通徴収(金融機関やコンビニエンスストアなどでの窓口納付)になります

- ▶ 年間の保険料が減額になった
- ▶ 年金が一時差し止めになった
- ▶ 年度の途中で65歳になった
- ▶ 他市町村から転入した など



■高齢のかたは、納付方法が引き落としから窓口納付に変わったことに気づかず、納め忘れてしまうことがあります。ご家族も保険料の納付方法を確認しておきましょう

■窓口で納付しているかたには、納め忘れがない便利な口座振替をお勧めします。納入通知書・預貯金通帳・印鑑を持って金融機関窓口でお申し込みください

## 申請要件(すべてを満たすかた)

- 1 平成30年12月31日現在、市内に在住する65歳以上のかた
  - 2 要介護または要支援認定を受けているかた
  - 3 市の判定基準を満たしているかた(申請後に確認します)
  - 4 次の①か②に該当するかた
    - ① 障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳の交付を受けていないかた
    - ② 障害者控除が適用される障害者手帳などの交付を受けているかた
- で、特別障害者に準ずるかた



【申請に必要なもの】 障害者控除対象者認定申請書(左記の申請場所か市ホームページから入手可)、申請者の印鑑、対象者の印鑑(申請者が対象者と同じ場合は不要)

■ 広報ID番号 1012196

【申請場所】 介護保険課(市役所2階)、河辺または雄和の市民サービスセンター

【問い合わせ】 介護保険課認定担当 ☎(888)5675

\*認定結果は、審査後、申請者に郵送します。

# 交換はお済みですか? ありがとうございますのダリア



市では、お子さんの誕生を祝い、対象となるかたへ2,000円相当のダリア券を贈呈する「ありがとうございますのダリア」推進事業を行っています。ダリア券には使用期限があります。交換はお早めに！産業企画課☎(888)5724

### 【ダリア券の使用期限】

2月まで交付を受けた場合＝3月31日(日)  
3月中に交付を受けた場合＝交付後30日以内

### 【対象者】

- ①秋田市に出生届を提出したかた
- ②里帰りなどで他市町村へ出生届を提出し、母子健康手帳別冊の交付手続きのため来庁した秋田市民のかた

【ダリア券交付窓口】市民課、各市民サービスセンター(中央・東部を除く)、駅東サービスセンター、岩見三内・大正寺の各連絡所、子ども健康課(八橋の市保健所内) \*子ども健康課は②のかたのみ。

【ダリア券の交換】交付の際お知らせする「指定フラワーショップ等」へ、電話でご予約ください(ダリアの入荷まで、約1週間かかります)→指定日にダリア券を持って、予約した店舗で交換してください

## 移住・就職相談窓口を東京と秋田に設置しています

秋田市への移住に役立つ情報コーナー  
■■■企画調整課☎(888)5487■■■

ちょうどいいから  
住みやすい その⑤

“あきた回帰  
キャンペーン”  
展開中!



秋田市では県と連携して、県外に進学した学生や県外に住んでいる社会人のみなさんの秋田での就職や定住を応援する「あきた回帰キャンペーン」を実施しています。

秋田を離れて暮らすお子さんやお知り合いのかたに「秋田に戻ってきたら？」と呼びかけていただいたり、「そろそろ秋田に帰ろうかな」「秋田に住んでみたい」というかたに、右の相談窓口を紹介してみてください。

秋田への移住、秋田での就職を全力サポート!

東京

TOKYO



秋田市への移住・就職相談窓口  
**秋田市移住相談センター**

日本都市センター会館11階秋田市東京事務所内(東京メトロ永田町駅すぐ)  
問☎0120-99-1101(月～金曜、9:00～17:00)

学生就活サポート・Aターン就職相談窓口  
**Aターンプラザ秋田**

都道府県会館7階秋田県東京事務所内(東京メトロ永田町駅すぐ)  
問☎0120-12-2255(月～金曜、9:00～17:45)

移住・就職相談窓口

**あきたで暮らそう! Aターンサポートセンター**

東京交通会館8階ふるさと回帰支援センター内(JR有楽町駅前)  
問☎080-9292-5195(火～日曜、10:00～18:00)

秋田

AKITA

移住相談窓口  
**秋田移住定住  
総合支援センター**

問☎(893)3981

秋田  
テルサ  
1階



Aターン就職登録・相談窓口  
**秋田県ふるさと  
定住機構**

問☎(826)1731

秋田  
テルサ  
3階



\*上記2か所の受付日時は、月～金曜、9:00～17:00。

\*秋田市の市外局番は「018」。